

会計年度任用職員を募集します

(福祉推進部 こども政策課)

職種	児童厚生員・放課後児童支援員	
業務内容	児童センターに関する業務(児童指導、児童館に関する事) 放課後児童支援員業務(児童指導、放課後児童クラブに関する事)	
応募資格	1～7のいずれかに該当する方 1.保育士資格を有する方 2.教諭免許状(幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれか)を有する方 3.児童厚生員資格を有する方 4.社会福祉士資格を有する方 5.放課後児童支援員認定資格を有する方 6.児童福祉経験を有する方 7.上記以外で児童センター又は放課後児童クラブに興味のある方	
任用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1箇月間は、条件付採用期間となります。)	
勤務日	週5日(月曜日から土曜日のシフト勤務、日曜・祝日休み) 放課後児童クラブは第2・第4土曜日閉所	
勤務時間	8時30分から18時まで(日/7時間 週35時間)シフト制	
勤務場所	市内児童センター	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大20日付与 ※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇(最大年6日)、子の看護休暇(最大年5日)、 夏季休暇(最大3日)、忌引休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額(時給額)	1～5の有資格者 時給1,252円～1,317円 6～7の無資格者 時給1,067円～1,134円	
報酬支給日	月末締め、翌月15日支払い ※期末勤勉手当については、6月10日及び12月10日支払い	
諸手当	期末手当	あり
	勤勉手当	※任用期間等により対象とならない場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給 ※通勤距離が2km以上の方が対象になります。
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が30時間以上かつ2カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び市町村共済組合保険(医療保険)の適用となります。 ・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満	

	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬の月額が 8.8 万円以上であること ・雇用期間が 2 ヶ月以上見込まれること ・学生でないこと <p>※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。</p>
雇用保険	<p>以下の要件を満たす場合は対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週の所定労働時間が 20 時間以上 ・31 日以上継続して雇用される見込みのもの <p>※但し、任用期間等によっては対象外となる場合があります。</p>
労災保険	あり
必要書類	<p>別添の宜野湾市会計年度任用職員申込書(市販の履歴書でも可)</p> <p>資格を証明する書類の写し</p>
応募方法	<p>下記問合せ先へ電話連絡後、申込書をこども政策課へ提出して下さい。(郵送、持参いずれも可)</p>
選考方法	書類選考と面接(該当者のみ後日面接のご連絡を差し上げます)
応募期間	定員に達し次第終了
備考	<p>※本事業予算は 3 月議会の承認を経て決定される為、採用については、あくまでも内定として扱われるため、確定ではないことをご了承ください。</p>
問合せ先	<p>098-893-4411(内線 3432)</p> <p>宜野湾市役所 こども政策課 こども育成係</p> <p>担当:呉屋</p>